

## 各種申請・お届け 手続きご案内

### 1、聖地使用権承継申請（使用者名義人変更）

墓地の使用権とは、宗教法人光明寺 光明寺墓地公園が許可し、その許可を受けた者が墓地を使用できる権利です。継続的に使用していただくために、使用者が死亡等された場合は民法で定めた「祭祀を主宰する方」に承継していただく手続きが必要です。（墓地使用権は相続するとは言わず承継するといいます）

承継できる方は「祭祀を主宰する方」で血族、配偶者または姻族の方です。

①使用許可名義人が亡くなられた場合（死亡承継）と、高齢などの理由で②生前に承継（生前承継）を希望される場合があります。生前承継の場合、原則現使用者が申請者であること。但し、現使用者の意思が確認出来ない正当な事由がある場合はこの限りではありません。

### 2、住所・本籍等変更届け（苗字の変更）

使用者の本籍または住所（苗字の変更）を変更したときは、必要書類を添付して「本籍・住所変更届」を提出してください。

### 3、使用許可書再発行

墓園使用許可書を紛失した場合や破損、汚損したなど、使用許可書の再交付が必要な場合には、「使用許可書再発行申請書」に必要書類を添付して申請してください

### 4、聖地返還届け

墓地を使用しなくなった場合は、光明寺に返還していただきますが、返還にあたっては次のことを行なってください。

- 1 年間護持料を完納する。（年度が替わると新しい年度の年間護持料が必要となります。）
- 2 納骨していた遺骨を他の墓地あるいは納骨堂（永代供養）等に移す（改葬する）。
- 3 墓石等を撤去し、更地に戻す。

	1	2	3	4	
	<b>聖地使用権承継申請 （名義変更）</b>	<b>住所・本籍等 変更届</b>	<b>使用許可書 再発行</b>	<b>聖地返還届</b>	
戸籍謄本 →	旧使用者との 間柄を示すもの	↓	↓	↓	
住民票 （発行3ヶ月以内） →	<b>新使用者住民票</b> 本籍地記載のもの	<b>住民票</b> （新住所・新本籍地） 本籍地記載のもの	↓	↓	
印鑑 →	死亡承継の場合 <b>新使用者の実印</b> 生前承継の場合 <b>新・旧使用者の実印</b>	認印	認印	現使用者の 実印	
印鑑証明 （発行3ヶ月以内） →	死亡承継の場合 <b>新使用者の印鑑証明</b> 生前承継の場合 <b>新・旧使用者の印鑑証明</b>	↓	↓	現使用者の	
発行済 使用許可書 →	返却いただきます	使用許可書 をお持ち下さい。 （変更訂正）	破損等の場合は 返却いただきます	返却いただきます	
手数料	2000円 許可書発行手数料	書き換えの場合は 2000円 許可書発行手数料	2000円 許可書発行手数料		

↓

新使用者様の  
誓約書の提出

↓

新使用者様の  
改葬承諾書の提出

◆お墓は承継することが前提ですが、万が一将来使用者の承継途絶が発生し、その使用権が消滅したた場合、ご遺骨を光明寺永代供養「やすらぎの塔」でお祀りさせていただくこと  
にあらかじめご承諾をいただいております。